

令和 6 年 9 月 2 0 日
総務企画部長専決

新八代駅周辺大規模集客施設等整備基本計画有識者会議要領

(開催)

第 1 条 新八代駅周辺大規模集客施設等整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、民間事業者主導又は官民連携事業による整備・運営に関し、様々な観点から意見を聴取するため、新八代駅周辺大規模集客施設等整備基本計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(協議事項)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新八代駅周辺大規模集客施設等の整備・運営に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(構成員)

第 3 条 有識者会議は、市長が委嘱する委員により構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 有識者会議は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則公開とする。

(庶務)

第 6 条 有識者会議の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 2 0 日から施行する。